

# とみおか

2019.5月 お知らせ版



富岡高校ごみゼロ運動(2007年5月30日撮影)

## 富岡産業団地(第1期分)立地企業の募集を開始

町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興・創生、新たな産業の構築を目的として、地域産業の活性化及び雇用の促進を図る「富岡産業団地」を町内上郡山地内に整備しています。

この産業団地は、平坦地かつ大規模で一体的な土地利用が可能であることに加え、国道6号に面し、常磐自動車道常磐富岡インターチェンジと榎葉スマートインターチェンジに近接する、良好な交通アクセスを有しています。また、企業が進出するにあたって活用できる、国内最大級の補助・優遇制度があります。

この度、2020年春に先行供用を開始する区画(第1期分)へ立地する、企業の募集を開始しました。応募に関する詳細については、町ホームページをご覧ください。

【<https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/kikakuseisaku/gyomu/2451.html>】

### 【応募受付期間】

令和元年5月15日(水)から令和元年6月14日(金)まで



## 後期高齢者医療保険 歯科口腔健康診査を実施します

後期高齢者医療保険被保険者の皆さまの歯科健康保持及び疾病予防等のため、次のとおり歯科健診を実施します。

歯の健康は、口腔状態の悪化による歯周病予防や、噛む力の低下による誤えん性肺炎予防のため非常に重要です。この機会に、歯科健診の受診をお勧めします。

**【対象者】** 福島県後期高齢者保健の被保険者で、昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれた方。

**【健診項目】** 問診、歯(義歯)の状態、噛み合せ、歯周組織や嚙下の状態等

**【健診期間】** 令和元年6月1日(土)～令和元年11月30日(土)まで

**【費用】** 無料

**【留意事項】** ①指定歯科医院での受診となります。なお、東日本大震災により避難されている方も、現在の居住先で受診できる場合がありますので、詳しくは5月下旬に対象者へ配布する案内状をご覧ください。  
②健診が無料で受診できるのは1回のみとなります。  
③長期入院や介護施設に入所されている方は、対象とならない場合がありますので、ご不明な点は下記問い合わせ先までお尋ねください。

**【健診に関する問い合わせ先】**

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9024

健康づくり課 国保年金係

富岡町いわき地区多目的集会施設  
臨時休館のお知らせ

カーペット清掃のため、臨時休館とさせていただきます。

皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**【休館日】**

6月15日(土) 9:00～17:00

富岡町いわき支所

## お詫びと訂正

広報とみおか4月号4ページ「特別会計予算」の表に誤りがありました。

お詫びして訂正します。

誤 財政調整基金

正 平成31年度予算額

総務課 財政係

環境省(除染・解体工事等)  
相談窓口移設のお知らせ

富岡町役場旧復興推進課内に開設してありました「除染・解体工事等の環境省相談窓口」が、4月1日から町内岡内地区の環境省富岡分室内に移設されました。

除染や解体工事等でご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。なお、解体の申請は、引き続き富岡町役場本庁舎での受け付けとなります。

**【環境省富岡分室】**

〒979-1112

富岡町中央2丁目36番地

(東邦銀行富岡支店西隣)

☎0240-23-7786

受付時間 8:30～17:00

(土日祝日を除く)

生活環境課 除染対策係

## 住宅、宅地等の環境衛生保持事業のお知らせ

町は、町内住環境の機能回復、環境衛生の保持や景観維持など、住民の帰還促進を目的とした次の事業を実施しています。

## ハウスクリーニング事業(住宅清掃費補助)

清掃業者等による住居(屋内)清掃費用を次のとおり補助します。

## ①補助金額

上限：25万円(改修、修繕、補修費等や公営住宅、民間賃貸住宅、解体予定住宅、新築住宅は除く)

## ②対象区域

避難指示が解除された区域(帰還困難区域は、支援体制が整い次第改めてご案内します)

## ③対象者及び対象建築物(全ての要件に該当)

- ・東日本大震災発生時、町内に所在する住宅に居住していた方
- ・住宅の所有者又は納税義務者で、町税等の滞納が無い方
- ・対象の住宅が利用上独立し、台所・便所・浴室及び居室を有する建物(併用住宅は2分の1以上が住宅の用であること)

## ④その他

- ・事前の申請及び、清掃完了後の実績報告が必要となります。
- ・補助金の交付は1住宅につき1回限り、かつ1世帯につき1回限りです。

## ⑤申請窓口

富岡町役場生活環境課及びいわき支所、郡山支所



## ご自宅の防虫作業委託事業

町は、虫や害虫が繁殖・成長する前の予防として、専門業者に防虫・消毒を委託しています。作業を希望される場合は、申請窓口にてお申し込みください。

## ①作業内容

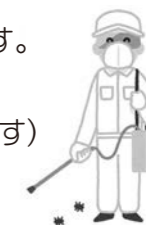
家屋にいる害虫や孵化する前の卵を駆除するため、建物周囲への駆除剤噴霧や通気口からの煙霧を実施(ゴキブリ、ゲジゲジ、クロアリ、ヤスデ等に効果があります)  
※事前に施工業者から聞き取りのご連絡をします。また、原則立ち合いは不要です。

## ②対象区域

避難指示が解除された区域(帰還困難区域は、支援体制が整い次第改めてご案内します)

## ③申請窓口

富岡町役場生活環境課及びいわき支所、郡山支所



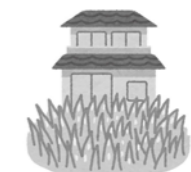
## ネズミ捕りシート、除草剤配付事業

## ①対象者及び配付数

- ・富岡町内に住宅(除草剤は宅地も適用)を所有している方
- ・ネズミ捕りシート：シート10枚とゴミ袋10枚を1セットとして、1回5セットまで
- ・除草剤：1世帯3個まで

## ③配付期間及び場所

- ・平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- ・富岡町役場生活環境課または富岡町文化交流センター「学びの森」  
受付時間 8:30～17:00(学びの森は開館日のみ対応)



生活環境課 環境衛生係

# 消防署からのお知らせ

平成31年度 全国統一防火標語

『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』

林野火災に注意しましょう！

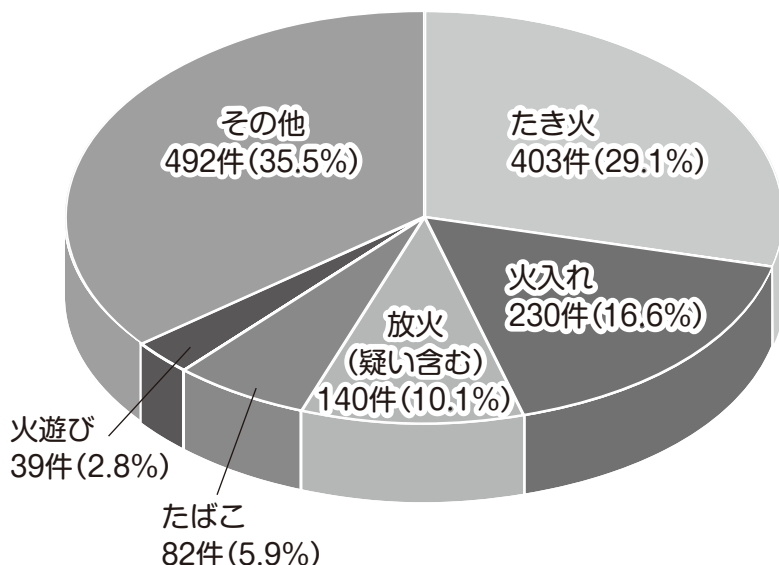
## 【林野火災の特徴】

林野火災は、市街地での火災とは異なり、いったん発生すると、消防水利の不足や道路状況などの地理的、地形的な条件から消防活動が非常に困難なため、焼損が広範囲に及ぶ危険が高まります。

## 【林野火災の原因】

出火原因は、1位「たき火」2位「火入れ」3位「放火(疑い含む)」4位「たばこ」となっており、火気取り扱いの不注意や不始末によるものが半分以上占めています。防げる火災ですので十分注意しましょう。また、帰還困難区域などの地域では、発見の遅れや放射性物質の拡散が懸念されますので、火気の使用は自粛願います。

【全国の林野火災原因別発生件数(平成25年～平成29年の平均)】



火事と救急は119番

<消防署連絡先>

◆浪江消防署 0240-34-4111  
◆富岡消防署 0240-22-2119



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。



発行／富岡町  
編集／富岡町役場企画課広聴広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字玉塚622-1  
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>  
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>  
とみおか公式フェイスブック <http://www.facebook.com/tomippi/>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課あてにお送りください。